

木造建築物の組立て等作業主任技能講習会のお知らせ

登録番号
熊労第18号-2

熊本労働局
登録教習機関 NPO法人熊本県建設技能教習センター主催

申し込み受付中



日程 2019年10月12日(土)・13日(日)

時間 午前9時～午後5時10分(2日間とも)
※受付・午前8時40分～時間厳守

会場 熊建労本部会議室・定員40人
(熊本市南区平田2丁目23-1)

講習会費 7500円(テキスト代含む)

写真2枚(縦3cm・横2.5cm)

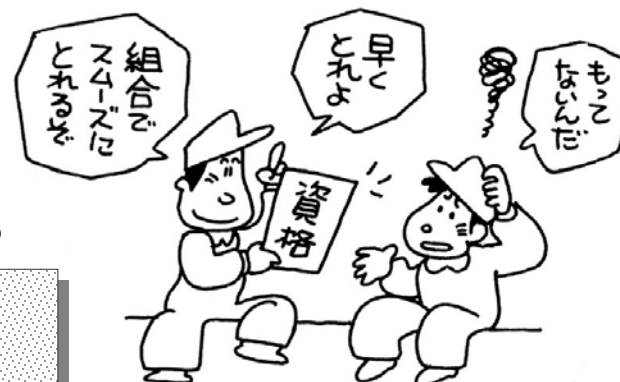
定員になり次第受付を締め切ります。早めにお申し込み下さい。

申し込みは 熊建労 各支部事務所へ

熊本県建築労働組合 _____ 支部

電話

FAX



熊建労で資格取得もかんたん

○労働安全衛生法

労働安全衛生関係法令により、木造建築物の構造部材の組立て等作業にあたっては、作業主任者の選任が義務付けられています。関係者にとって「作業主任者の取得は必要な資格」です。

○受講資格

- 1) 木造建築物の構造部材の組立て等の作業に、3年以上従事した経験を有する者
- 2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の土木、建築に関する学科を卒業した者で、その後2年以上木造建築物の構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者

○提出書類と準備

- 1) 所定の申込書にて事前に申し込んでください。
 - 2) 時間厳守・筆記具・昼食は準備下さい。
- ※5m以上の木造建築物の組み立てにはこの資格が必要です。取得者がいない場合工事がストップします。